

## 防災行政無線戸別受信機の貸与について

(美里町防災行政用無線局戸別受信機等貸与規程より抜粋)

### (戸別受信機等の貸与)

1. 設置を希望する世帯主に貸与します
2. 施設等の代表者に貸与します
3. 世帯主、又は代表者に1台の貸与となります
4. 戸別受信機は無償貸与です
5. 難聴世帯には戸別アンテナ(無償貸与)の設置が必要となります  
※屋外にアンテナを設置するため、エアコンのダクトを利用するか、壁に配線の穴を開ける等の工事が必要になります。(無償)
6. 戸別受信機は譲渡、転貸、担保にしないでください

### (戸別受信機等の運用)

1. 取扱説明書に従い操作します
2. 電気料、乾電池代は負担してください

### (損害の賠償)

1. 使用者の過失による故障等は、費用を負担してください

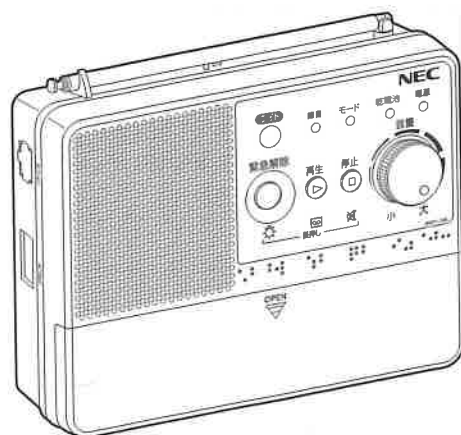
### (貸与の取り消し等)

1. 転出、死亡等で住所がなくなった場合、戸別受信機は返還してください

### (協議)

1. ここに定めていない事項は、協議のうえ解決します

**NEC**  
品番 **JR2F1-10A-A/**



別記様式(第2条関係)

美里町防災行政用無線局戸別受信機等設置希望申請書

年 月 日

美里町長 原田信次様

住 所 美里町大字 番地

世帯主名又は  
施設代表者名

美里町が所有する美里町防災行政用無線局戸別受信機等の貸与を希望したので、下記のとおり申請いたします。

記

		行政区名	
設 置 場 所 「戸別受信機」	美里町大字		番地
使 用 者 名 (世帯主・代表者)			
電 話 番 号			
注 意 事 項	1. 電波の受信状況の改善を図る必要がある場合、屋外の屋根や軒等に「戸別アンテナ」を設置し、屋内へ配線する必要があります。 2. 戸別アンテナは町が無料で設置します。 (1m程度のポール状のアンテナ) 3. 現在アナログ用の戸別アンテナが設置されているご家庭も、デジタル用のアンテナに変更します。		
備 考			